

《均等割こと

〒《申請者郵便番号》

《申請者町名》《申請者番地》《申請者方書》

《申請者氏名漢字》 様

《申請者宛名番号》

令和7年2月4日

三原市長 岡田吉弘
(社会福祉課)

れいわ ねんど みはらしせいかつしえんきゅうふきん かさん きんとうわり かぜい
「令和6年度 三原市生活支援給付金（こども加算・均等割のみ課税）」
しきゅう し
支給のお知らせ

このたび、物価高騰対策として生活者の負担軽減を図るため、令和6年度三原市生活支援給付金（3万円・均等割のみ課税）の支給対象世帯のうち、18歳（平成18年4月2日以降の生まれ）以下の児童がいる世帯に**児童一人あたり2万円**の加算支給を行います。

本給付金は、国からの交付金を活用し、三原市独自に均等割のみ課税世帯を対象に支給するものです。

三原市では対象となる世帯へ速やかに支給するため、過去に今回と同様の給付金受給の実績があり、世帯構成等に変更がない世帯を対象に、先行して支給します。

ほんつうち もと きゅうふきん じゅきゅう かた しんせいとう てつづ ふよう
本通知に基づき給付金を受給される方は、申請等の手続きは不要です。

支給対象者	《申請者氏名漢字》
給付金額	《金額》円 ※児童一人あたり2万円
支給予定日	令和7年3月3日（月）
対象児童 （生年月日）	《児童整列》
振込口座	《金融機関名称1》《金融機関支店名称1》《通知用口座番号》 《口座名義人カナ2》
申請手続き	不要
通帳印字名	ミハラシセイカツシエン（キ）コドモ

なお、**次の場合は手続きが必要**になりますので、ご注意ください。

1 振込口座を変更する場合	2月14日（金）までにコールセンターへ連絡してください。手続き方法をご案内します。
2 給付金を辞退する場合	
3 令和6年度住民税に係る修正申告を行い、課税となっている場合	支給要件を満たさない場合があります。課税状況等を確認しますので、2月14日（金）までにコールセンターへ連絡してください。
4 受給する世帯の全員が、別の世帯の親族等（住民税課税）に扶養されている場合	
5 既に他自治体で令和6年度住民税（均等割）非課税世帯に対する給付を受けている場合	

みはらしきゅうふきん
三原市給付金コールセンター
電話：0848-67-6250
9時～17時（土・日・祝日は除く）



三原市ホームページ